

中流動性銘柄における呼値の単位の適正化等に伴う  
業務規程等の一部改正について

2023年3月8日  
株式会社東京証券取引所

**I. 趣旨**

当社は、業務規程等の一部改正を行います（詳細については、規則改正新旧対照表を御覧ください。）。

今回の改正は、立会市場における中流動性銘柄の呼値の単位の適正化及び売買立会による売買に係るアクセス料の見直しに伴い、所要の対応を行うことによるものです。

なお、「1. 中流動性銘柄の呼値の単位の適正化」については、2023年6月5日から、「2. 売買立会による売買に係るアクセス料の見直し」及び「3. その他」については、同年6月1日から施行します。

**II. 改正概要**

1. 中流動性銘柄の呼値の単位の適正化

- ・ TOPIX Mid400構成銘柄について、TOPIX 100構成銘柄に適用されている呼値の単位を適用します。

2. 売買立会による売買に係るアクセス料の見直し

- ・ 売買立会による売買に係るアクセス料について、現行の料金テーブルを一部見直すとともに、月間注文件数が1億件を超える部分を新設します。

3. その他

- ・ その他所要の改正を行います。

(備考)

・ 業務規程第14条  
第3項第1号

・ 取引参加料金等に関する規則別表第3

**III. 施行日**

- ・ 「1. 中流動性銘柄の呼値の単位の適正化」については、2023年6月5日から、「2. 売買立会による売買に係るアクセス料の見直し」及び「3. その他」については、同年6月1日から施行します。

以上